

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

平成28年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名
学校施設管理業務委託
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等
学校内施設の巡視確認、文書の收受、電話並びに外来者対応
下記履行期間中の平日16時45分～18時45分
- (3) 納入期限(履行期間)
平成28年4月1日(金)から平成29年3月31日(金)
- (4) 発注所属及び納入場所
住 所： 河北郡内灘町字千鳥台3丁目1番地
所 属： 石川県立内灘高等学校
連絡先： TEL 076-238-2931 FAX 076-238-2931

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。
高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成28年3月29日(火) 15時
- (2) 提出先
住 所： 河北郡内灘町字千鳥台3丁目1番地
所 属： 石川県立内灘高等学校事務室
連絡先： TEL 076-238-2931 FAX 076-238-2931